

一般廃棄物処理業許可証

住所 白井市折立32番地の8

氏名 株式会社 フジコー

代表取締役 小林 直人

令和4年1月20日付けの申請について、下記のとおり許可する。

令和4年4月1日

白井市長 笠井 喜久雄



記

1. 許可区分 一般廃棄物の処分
2. 取扱廃棄物の種類 食品残渣等、廃プラ、がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
木質系廃棄物 (剪定枝、木くず、紙くず、繊維くず等)
3. 許可番号 第 15 号
4. 許可期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
5. 許可条件
 - (1) 一般廃棄物処理は、各許可施設の処理能力を超えて行わないこと。
 - (2) 処理する一般廃棄物が施設から飛散、流出又は悪臭が漏れないよう十分留意するとともに、処分に伴う悪臭、騒音、振動等により生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件及びその他関係法令等の規定を遵守すること。
 - (4) その他市長が必要に応じた指示する事項を遵守すること。

株式会社 フジコー

指示事項

- ② 毎月10日までに前月の受入量等の内容を記載した報告書を提出すること。
- ② 一般廃棄物を受け入れる際は、排出元の市町村の収集運搬業の許可を得ていることを必ず確認すること。
- ③ 一般廃棄物処理業許可申請事項のうち、申請事項等に変更があった場合には、速やかに変更申請手続きをすること。